

令和3年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目
～事故防止等に関する安全点検及びテロ対策等の点検～

四 国 運 輸 局
令和3年11月25日

第1 目的

日々の国民生活や経済活動を支える基盤である輸送機関等の「安全・安心」の確保は不可欠であるが、特に大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想される。

(運輸)

国土交通省においては、これまでに発生した事故や豪雨、台風等による輸送障害といった近年の輸送情勢も踏まえ、事業者への指導強化などの安全施策の取組を実施し、事故等の再発防止を推進してきたところである。引き続き、陸・海・空にわたる輸送機関等における安全確保及び事故防止の徹底を図るために、これらに加えて、事業者における自主的な安全への取組を強化することが引き続き重要であることから、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を実施し、安全意識を向上させる必要がある。

(危機管理)

また、テロの脅威は先進国を含めて世界各地に拡散し、最近のテロの対象として、警備や監視が手薄で不特定多数が集まる、いわゆるソフトターゲットが標的になる傾向があるなどテロ情勢は一層厳しさを増しており、テロ対策の実施状況についても、併せて点検を実施し万全を期する必要がある。さらに、新型インフルエンザ対策や新型コロナウイルス感染症対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府及び国土交通省等の行動計画や、新型コロナウイルス感染症に関する業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されている。これらを踏まえ、運送事業者を含む事業者等は、対策の着実な実施に努める必要がある。

このため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」（以下「総点検」という。）を実施する。

第2 期間

令和3年12月10日（金）～ 令和4年1月10日（月）

第3 重点点検事項

今年度の総点検においては、以下の項目に特に留意する。

（運輸）

- 1 安全管理（特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制）の実施状況
- 2 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況

（危機管理）

- 3 テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- 4 新型コロナウィルス感染症に関する感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

第4 輸送等機関別の点検事項

1 鉄道交通関係（索道含む）

- (1) 安全管理（乗務員に対する指導監督体制、施設・車両の保守管理体制）の実施状況
- (2) 施設・車両の保守及び整備（実施基準等の遵守）の実施状況
- (3) 地震、津波、風水害、雪害等の対策設備並びに事故、災害等の発生時における旅客の避難誘導及び情報提供体制等の整備状況
- (4) プラットホームにおける人身障害事故防止対策の実施状況（ホームにおける安全確認及び必要に応じた声かけ、車内放送等による旅客への注意喚起等の実施状況及び安全設備の状況）
- (5) 「鉄道テロへの対応ガイドライン」を踏まえた、防犯カメラによる監視、駅構内・列車内及び沿線の重要施設（運転指令所・車両基地等）等の巡回等の実施状況、テロ発生等の緊急時の通報・連絡・指示体制の整備状況、テロ発生等の緊急事態を想定した訓練の実施状況
- (6) 新型インフルエンザ対策及び新型コロナウィルス感染症対策の実施状況

2 自動車交通関係

- (1) 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- (2) 運行管理（飲酒運転、過労運転及び健康起因事故の防止、点呼の実施、運転者に

対する指導監督) の実施状況

- (3) 整備管理（車両の日常点検整備、定期点検整備等）の実施状況（特に大型自動車の車輪脱落事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）
- (4) コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- (5) バスターミナル、自動車道及び一般トラックターミナルの保守点検の実施状況
- (6) 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- (7) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- (8) 新型インフルエンザ対策及び新型コロナウイルス感染症対策の実施状況

3 海上交通関係

- (1) 法令及び安全管理規程（特に運航基準、乗務員の健康状態及び過労状態の把握）の確実な遵守状況
- (2) 安全に関する設備の確実な備付け及び旅客・乗組員・貨物に関する安全対策の実施状況（特に火災対策（消火器等の点検、避難誘導訓練の実施。）、荒天時の体制の準備状況（適切な情報収集体制、適切な当直体制）、飲酒対策の実施状況）
- (3) 旅客船等のターミナル、港湾施設等の保守点検の実施状況
- (4) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
(注：外航船の場合、テロには海賊行為を含む)
- (5) 新型インフルエンザ対策及び新型コロナウイルス感染症対策の実施状況
- (6) 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況

4 利用運送業関係

- (1) 危険物輸送を管理するための体制整備状況
- (2) テロ防止のための警戒体制の整備状況並びにテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況
- (3) 新型インフルエンザ対策及び新型コロナウイルス感染症対策の実施状況

第5 総点検実施方法

1 四国運輸局は、関係事業者に対し総点検実施項目等を示し、立入等の実施によってその実施状況を点検し、併せて自らの安全に関する業務の体制及び実施状況について総点検を実施するものとする。

総点検実施項目または点検表は、各輸送機関別に本省各局等が作成した実施計画において定めるとおりとする。

- 2 四国運輸局は、警察官署、海上保安官署その他の関係行政機関との密接な連絡を行うとともに、その協力を得て総点検を実施するものとする。
また、各運輸支局及び海事事務所と調整のうえ、査察対象事業者を選定し、総点検の実施状況を査察するものとする。
- 3 四国運輸局は、独立行政法人自動車技術総合機構、関係行政機関等との調整の上、街頭検査等において必要な指導、取締りを行うものとする。
- 4 関係事業者は、総点検の実施を、現場機関のみに任せることなく、総点検最高責任者を選任し、事前に十分な計画を定めるとともに、所定の自主点検表を活用した点検を実施するものとする。
- 5 関係事業者は、重点点検事項については、特に入念な点検を行うこととする。
- 6 関係事業者は、総点検において発見された不備事項については、早期改善について厳正な態度で臨み、適切な措置を行うこととする。

第6 報告

- 1 運輸支局又は海事事務所が所管している関係事業者は、各運輸支局長又は各海事事務所長が定める期間内に、総点検の実施状況を自主点検表により報告するものとする。
- 2 四国運輸局が所管している関係事業者は、四国運輸局長あて令和4年1月21日（金）までに、それぞれの様式により総点検の実施状況を報告するものとする。
- 3 各運輸支局長及び各海事事務所長は、所管する関係事業者からの報告をまとめ、自ら実施した総点検の結果及びこれらに対する所見を付して、令和4年1月28日（金）までに四国運輸局長あて報告するものとする。
なお、報告の様式は、輸送機関別毎に本省各局等が作成した実施計画において定める様式とする。
- 4 事業者からの報告の際は、今般の総点検に対する経営トップを含む幹部の取組み状況についても併せて報告させるものとする。
なお、事業者が自主点検を実施した結果、安全上の問題点等が判明し、事業者自ら改善することができた事例等がある場合には、当該事例等についても併せて報告させるものとする。